

令和8年7月28日

伊賀市長 稲森 稔尚 様

伊賀市水道水源保護審議会

(仮称) 大山田安定型産業廃棄物最終処分場設置等事業に関する答申

本審議会は、令和6年10月17日から令和8年5月21日まで計8回の審議を経て、関係資料や質疑を踏まえ、慎重に議論を重ねてまいりました。本件については、多数の委員から環境面や安全性に関する懸念が示され、慎重な議論を行いました。賛否両論の意見が存在しましたが、本議事は条例第10条第3項の規定により決しました。

規制対象事業場に認定するべき : 7名 (多数)

規制対象事業場に認定するべきでない : 3名

これを踏まえ、以下のとおり答申いたします。

記

本審議会は、令和6年10月17日の初回審議において、事業者より事業概要の説明を受けた。事業概要の説明に対して、主に「地下水に関すること」、「施設の運用・水質確認に関すること」、「水処理施設に関すること」、「廃棄物に関すること」、「その他の事項」に分類される22項目の質問を送付した。第2回目から5回目の審議においては、質問内容に対する回答について審議を実施し、41項目の追加質問や要望事項を取りまとめ、事業者へ送付した。第6回目の審議では、追加質問や要望事項に対する事業者回答を審議し、事業者に対して「地下水調査の実施」等について更なる要望を行った。第7回目の審議においては、「地下水調査の実施」要望に対する事業者回答の確認及び現地視察を実施し、全委員の意見を共有し取りまとめる事となった。第8回審議会においては、全委員の意見及びこれまでの審議内容を考慮し、本件の審議を決した。

以下に審議した質問項目ごとの内容及び全体総括を記載する。

- 水源水質に直接的に影響すると考えられる項目

- 【地下水に関すること】

- 1. 地質調査の不十分さと地下水の不存在の断定

強固な岩盤層が存在することの説明として「地層には『地層墨重の法則』という法則があり、『地層は堆積したままの状態であれば、下にあるものほど古く、上にあるものほど新しい地層である』ことから、本件事業地の調査地の地層層序として、ボーリング調査で確認された砂岩の下部には、さらに古い地層である『領家変成岩類』が潜在していることが想定されます。よって、砂岩層より下部には地下水が存在しないとの考えに至ります。」との事業者説明があった。

資料に示されたボーリング調査は一部の地点のみであり、調査範囲が限定的であるため、地下全体の地盤の状態や断層・破断面の有無、地盤の均質性についての詳細な調査や証拠が十分でない。また地下水存在や流動経路についての詳細な調査が不足していると考えられ長期的な浸透や漏出のリスクを十分に把握できていない。したがって、地下水が存在しないこと、接触水が地下水へ一切浸透しないことは断定できないことを示し、再調査の依頼を行った。しかしながら、事業者からは、その内容について納得できる地下全体の地盤の状態や断層や破断面の有無に対する十分な調査データの提出が無かった。

- 2. 集水管の設置と部分的な遮水シートの計画の信頼性

集水管の設置に対する説明を求めたところ「具体的には三重県との協議の結果を踏まえて部分的な遮水シート設置範囲等の設計を決定する。」との事業者からの回答であった。

そのことにより、遮水シートや集水管の設置は、現時点では詳細な設計や耐久性、安全性についての証明や計算根拠が未策定の段階であるといえる。資料に示された計画では、具体的な根拠や計算結果が示されていないため、遮水シートや集水管の具体的な設計や耐久性、安全性の証明は行われていないと判断でき、長期的に水の漏出や浸透を防止できると言えない。

長期的に水の漏出や浸透を防ぐことができると言えないため、浸透水の流失防止を防ぎ、水処理設備を有効的に活用するためには埋立地全体に遮水シートが必要であると要望したが、予定は無いとの回答のみで具体的検証結果の提示は無かった。

【施設の運用・水質確認に関すること】

1. 異常発生時の監視体制の不透明さ

「万が一、基準値を超えるような数値が検出された場合、直ちに本件事業を停止し、前項緊急連絡体制に基づき関係先に連絡の上、原因究明し、異常な状況を解消できるような措置を講じます。」や「法律で定められた月1回の水質項目検査のいずれかが基準値の80%超えた場合を水質悪化と判断する。」との事業者説明および回答では、水質悪化や有害物質の漏出などの異常について速やかに監視できる体制とは言えない。

その対応として、日常的な監視が重要になるので、目視モニタリングにおける水質悪化が予測される場合とは、どの数値や兆候を持って異常と判断するのか、異常があった場合どう対応するのかを質問した。事業者回答では、「平常と異なる場合は水質の悪化があると予測し対応」とあり、具体的な異常の状態を規定していないため十分な監視はできないと言える。

2. 科学的根拠に基づかない検査・監視方法

「地下水や浸透水の検査は定期的に実施する」との内容の事業説明があったが、その他の日常監視については、臭気や目視による検査に頼るものであった。微量有害物質の検知には科学的測定器や定量分析の併用が必要とされているが、異常時の発見方法は臭気や目視や設置した一般的な（pH、COD、SS）水質計器の確認のみであり、微量の有害物質検知には限界がある。通常時から自然科学的評価や定量的測定の併用が必要である。これが不十分なため、検査の信頼性や安全性に問題がある。

3. 長期的汚染リスクと安全性の軽視

水処理施設や監視システムの耐久性や長期的に安全に運用できる保証についての説明や計画の記載がなく不足している。自動監視システムや計測器の故障、誤作動に対するバックアップや対応策が十分に説明されていない。設備や運用の安全性について、「汚染物質を含む水が発生することは想定していない」と述べている回答も見受けられる。しかし、国内外の事例や過去の実績から、長期的な汚染の可能性や漏出発生しているケースもある。それに対して十分な対策が取られているとは言えない。

【水処理施設に関すること】

1. 水処理設備の設置・その根拠

「安定型廃棄物最終処分場では、汚染物質を含む水が発生することは想定していない」と断定しているにも関わらず、水処理施設を設置している点が不合理である。「水質が悪化している場合、その悪化の原因となっている物質があれば除去効果を見込んでいる」との事業者説明では施設に必要な効果が検証できない。

2. 効果・性能の証明不足

設置予定の水処理設備（活性炭吸着塔、凝集沈殿、砂ろ過）の除去能力や効果について、科学的根拠や実績が示されておらず、長期的に安全に運用できる保証が不十分である。また、1日あたり120m³の処理能力は、「十分な能力」とされているが、実運用において過剰・不足の可能性や、排水・汚染量の変動に対応できるとは言えない。

また、「安定型廃棄物最終処分場では、汚染物質を含む水が発生することは想定していない」との事業者回答に対して、発生するという想定に基づいて具体的な除去率や効果の証明、長期的な耐久性保証や保守計画を策定し、PFASや微量有害物質についての実証済みの実績や性能評価のデータを示すべきである。

● 水源水質に間接的に影響すると考えられる項目

【廃棄物に関すること】

1. 危険物質や有害物の混入リスク

危険物質や有害物の混入について質問したところ、「廃掃法を遵守し、同法が定めているように、有害物質が含まれた産業廃棄物（許可品目以外の廃棄物）は埋め立てしません。」とあり、搬入前には、事前の検査や書類の照合を行い、許可外の廃棄物の混入を防止するとの内容の事業者回答であった。書類・廃棄物の外見及び臭気だけでは有害物質の有無を判別できず、実際の有害物質の存在や濃度を十分に検査・管理しているとは言えない。有害化学物質が混入する可能性について十分な対策とは言えない。

2. 廃棄物搬入に対する信頼性の不足

「搬入時の検査は、マニフェストや車両の目視検査を行い、許可品目外の廃棄

物混入の有無を確認する。」「万が一、許可品目外の廃棄物混入が見られた場合は、搬入を拒否し、返車し適切に処理します。」との事業者説明であるが、搬入時の管理や監督責任が不明確であり、どのような時に誰が判断して返車になるか不明である。そのため、信頼性確保の観点から展開検査に地区住民が臨場できる仕組みの構築を要望したが、具体性のない回答であった。

また、関連会社において過去に返車された実績も無いとの回答から、車両の目視検査による管理体制のみでは適切に混入物の有無を確認できるとは言えない。

3. 検査の厚さや範囲の妥当性に疑問

資料に記載された50cmの展開検査は、「厚すぎる」「実効性に疑問」などの指摘がある。特に、地元説明では20cm程度と説明された事例も存在し、検査範囲の設定に不整合がある。そのため、地区説明のとおり展開検査厚さを20cmとするよう要望したが、「50cmで何ら問題無い」との事業者回答であり、作業効率重視と考えられる50cmの展開検査厚さでは、十分な確認ができない。

4. 記録の正確性と信頼性の問題

検査時の写真や記録の保存について、「個人の承諾が必要」「全ての廃棄物の写真撮影は不可能」「一定のルールを策定して記録すべき」との事業者回答からは、現状の運用では十分な信頼性や透明性が確保されていない。

作業員の力量や判断に依存しすぎており、記録の正確性や証拠性に問題がある。特に、撮影のタイミングや範囲、内容について標準化されていない。

【その他の事項】

1. 規模拡大や変更の可能性

埋め立て容量を拡大することは無いのかの質問に対して「当初の計画範囲で拡大は行わない」と記されているものの、但し書きにおいて「許可範囲内の軽微な変更（例：10%未満の増量）は許容される」という事業者回答であった。

将来的に規模や面積の拡張の可能性が示唆されており、将来的に規模の拡大や面積の増加等される可能性があり、現計画に記載される事項より水源への影響が増加すると言える。

2. 住民意見や反対の取り扱いの不適切さ

説明会は一度だけ実施され、その後の住民や地域の意見聴取・対話の場が設けられていない。住民は「説明不足」「情報提供の遅れ」「反対意見の無視」と感じており、地域の理解や信頼を得られていない。さらに、署名活動や意見書の提出に対して、十分な対応や説明がなされていないこともあり、住民の不安や反対感情が解消されていない。そのため、住民の意見や不安を十分に把握し、施設整備や管理体制に反映できていない。

3. 住民の立ち入りや監視の権利の不十分さ

水質確認等の信頼性確保のために、地域住民の立入を要望したが「本件事業用地には、危険な重機や建設機械、その他構築物、設備が多くあり、地域住民様が立ち入る際は安全性を重視した一定のルール策定が必要である」との事業者回答内容では、住民や関係者が現場に立ち入りを容易に拒否・制限できる口実となり、監視・点検できる仕組みや権利が明示されていない。

4. 長期的な環境リスクとその保証の不透明さ

事業計画において「5年後に埋め立て完了し、その2年後に撤退予定」との説明に加え、撤退後の水質や環境の安全確保については、「閉鎖した施設において5年、10年後に処分場に起因する水質悪化は想定できません」との事業者回答であり、具体的な保証は示されていない。加えて、長期的に見れば汚染や漏出のリスクはゼロではなく、撤退の数年後の汚染発生や拡散の可能性も排除できない状況にある。特に、撤退後の環境管理や責任の継続性や、汚染対策の資金確保の見通しについて不透明で、長期的な安全性に問題がある。撤退後も継続した環境監督や汚染対策のための体制が必要である。

5. 地盤の安定性と斜面の安全性

斜面の安定性の計算や検討について、「盛土の安定性は法令に従う」としているが、実際の地形や過去の土砂崩れ、地すべりの履歴、斜面の崩壊リスクについての詳細な調査や計算が見られない。そのため、急峻な斜面や山地の地盤の状態についての詳細な調査や、安全性の確認がされていない。地震や豪雨時の崩壊リスクがある。

6. 要望事項に対する回答の不誠実さ

本計画に対して審議会から示された要望事項に対し、事業者の回答はいずれも曖昧かつ具体性に欠ける内容であり、住民や地域の安全・安心を確保するための十分な保証や管理体制の整備が見受けられない。

● 全体総括

本審議会において示された計画内容や資料には、複数の重大な懸念点と不備が存在している。まず、地下水や土壌の実態調査が不十分であり、長期的な水質汚染や環境リスクについての科学的根拠や証拠が乏しい。特に、有害化学物質（PFAS を含む）や微量成分について、目視や臭気中心の検査手法に頼ることは、検知能力や信頼性の観点から適切とはいえない。また、設備の性能や耐久性についても、長期的な運用やメンテナンス計画、故障時の対応策が明示されていないため、安全性や信頼性に疑念が残る。さらに、これまでの国内外の事例において、安定型処分場からの汚染水漏出や環境汚染事例が複数存在しているにもかかわらず、「安定型処分場では水質は悪化しない」や「過去の不適正事例は一部」との回答のみで、その原因究明や防止策の説明が十分でない。これらのことは、条例 12 条の根拠や説明の不足に該当すると解釈される。

さらに、計画の長期的な環境管理やリスク評価に関しても、撤退後や数年後に汚染が発見された場合の対応策や責任の所在が不明確であり、長期的な環境安全性の確保が担保されていない。企業の短期撤退計画も安心を損なう要因として挙げられる。これにより、条例第 3 条（本市の責務）に記載される水源の水質保全の責務に懸念を生じる。

住民の理解と情報提供の不足は、条例第 12 条の説明義務が不十分であると言え、信頼関係の構築を妨げる重大な問題である。十分な説明や継続的な情報提供が行われていないため、地域住民の不安や反対感情が払拭できず、安全性の担保も困難となる懸念がある。

これらの点を総合的に考慮すると、現状の計画には、安全性・信頼性・環境保全の観点から重大な問題が存在し、一度汚染されれば回復が困難な水道水源の重要性に対する住民や地域の安全・安心を確保できる計画とは到底いえない。

従って、本審議会は、現段階では本計画を規制対象事業場に認定すべきであると判断します。

以上